

東みよし町教育委員会障がい者活躍推進計画

1 計画概要

機関名 東みよし町教育委員会
任命権者 東みよし町教育委員会
計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）

2 東みよし町教育委員会における障がい者雇用に関する課題

東みよし町教育委員会は、令和元年6月1日現在で職員総数が20人と小規模な機関であり、東みよし町より職員が出向されるため、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っておらず、組織的な体制整備も特段行ってこなかった。

今後は本計画のもと、障がいがある職員がいきいきと活躍できる職場環境づくりを推進し、すべての職員が働きやすい職場づくりに取り組む必要がある。

3 目標

(1) 採用に関する目標

職員は、東みよし町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の募集・採用は行っていない。

(2) 定着に関する目標

なし。

※今後、障がい者である職員の定着状況データを把握予定。

4 取組内容

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

1. 障害者雇用推進者として学校教育課長を選任する。
(令和元年9月6日付にて選任済)
2. 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者生活相談員資格認定講習を受講させる。
3. 障がいの特性、対応や配慮の方法等、障がいに対する理解を深めるため、職員に各種研修等の受講を促す。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

身体障がい等により従来の業務遂行が困難となった障がいがある職員から相談があった場合は、町総務課及び労働局に相談し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行う。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

1. 相談窓口への相談のほか、人事評価面談等の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
2. 措置を講じるに当たっては、障がい者である職員からの要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。
3. 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

(4) その他

国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律の趣旨を鑑み、障がい者就労施設への発注等を通して、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。